

埼玉県の公衆浴場法施行条例について(1/4)



埼玉県の公衆浴場法施行条例が改正され、令和4年4月1日より一部浴槽設備の構造基準や衛生基準が新設されました。

<改正の背景>

レジオネラ症は、レジオネラ属菌により汚染されたエアロゾルを吸入することで発症する感染症です。過去には死亡事例もあり、発症者は増加傾向にあります。浴槽水の再利用や配管内等の滞留水では、レジオネラ属菌が増殖し、レジオネラ症感染のリスクを高めるため、これを低減させることに主眼を置き、改正が行われました。

埼玉県の公衆浴場法施行条例のうち、新設された内容(下線部分)を含めた、レジオネラ症防止に関する衛生管理を以下にまとめましたので、ご活用ください。

※レジオネラ防止に関連する部分のみの抜粋となります。

<施設設備について>

- 入浴者の見やすい場所に、浴槽内に入る前には身体を洗うこと、浴槽水(浴槽内の湯水)の誤飲をしないこと、公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしないこと等の注意事項表示すること。
- 原湯(浴用に使用した湯水を再利用せずに浴槽に直接注入される温水)、原水(原湯の原料に用いる水及び浴槽水の温度を調整する目的で浴用に使用した湯水を再利用せずに浴槽に直接注入される水)、上がり用湯及び上がり用水の水質は、規則で定める基準に適合していること。
- 配管内の湯水が完全に排水できる構造であること。
- 貯湯槽(原湯等を貯留する槽)を設置する場合は、完全に排水できる構造であること。
- ろ過器(浴槽水を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子、繊維等を除去する装置)を設置して浴槽水をろ過する場合は、次のとおりとすること。
 - ・ろ過器の1時間当たりの処理能力は、当該ろ過器から湯水の供給を受ける全ての浴槽の容量の数値を加えて得た数値以上の量であること。
 - ・ろ過器のろ材は、逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難しい場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。
 - ・ろ過器に毛髪等が混入しないように浴槽水がろ過器に流入する前の位置に集毛器(浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪や比較的大きな異物を捕集する網状の装置)を設けること。



埼玉県の公衆浴場法施行条例について(2/4)



The Knights

- ・循環する湯水を浴槽に供給する部分が浴槽の底部に設けられている等の入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつ吸飲等を防止するための措置が講じられた構造であること。
 - ・浴槽水の消毒に薬剤を用いる場合は、その薬剤の注入口又は投入口は、当該浴槽水がろ過器に流入する直前の位置に設けること。
- 浴槽からあふれ出た湯水(オーバーフロー水)及びオーバーフロー水を回収する槽(回収槽)の湯水を浴用に使用する構造でないこと。ただし、これにより難しい場合には、オーバーフロー水の還水管及び回収槽は、内部の清掃及び消毒を容易に行うことができ、オーバーフロー水及び回収槽の湯水を浴槽水とは別に消毒できる構造であること。
- 気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備(気泡発生装置等)については、次のとおりとすること。
- ・24時間以上完全換水せずに循環ろ過している湯水を使用する浴槽については、気泡発生装置等を設置しないこと。
 - ・気泡発生装置等を設置する場合は、当該気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。
- 屋外に浴槽を設ける場合は、屋外の浴槽水が屋内の浴槽水に流入する構造でないこと。
- <衛生管理について>
- 浴場の施設は、常に清潔を保ち、毎日1回以上清掃すること。ただし、ろ過器を設置して浴槽水をろ過する浴槽にあっては、毎週1回以上清掃すること。
- 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水並びに浴槽水の水質は、規則で定める基準に適合するように管理すること。
- 浴槽水は、規則で定めるところにより水質検査を行い、その記録を3年間保存すること。
- 上がり用湯及び上がり用水には、浴用に使用した湯水を使用しないこと。
- 貯湯槽を設置する場合は、次のとおりとすること。
- ・貯湯槽内の原湯の温度を、通常の使用状態において、原湯の補給口、底部等全ての箇所において60℃以上に保ち、かつ、最大使用時においても55℃以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合には、貯湯槽内の原湯の消毒を行うこと。
 - ・定期的に貯湯槽内の生物膜の状況を監視し、生物膜の除去を行うために貯湯槽内の清掃及び消毒を行うこと。

■事業内容■

- | | |
|---------------------|----------------------|
| ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | ⑤アスベスト分析 |
| ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | ⑥絶縁油中のPCB分析 |
| ③水道法第20条に基づく水質検査 | ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| ④製品開発・品質管理に伴う化学分析 | ⑧土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |



埼玉県公衆浴場法施行条例について(3/4)



- 浴槽には、営業時間中、常に湯水が満ちているようにすること。
- 浴槽水は、毎日完全に換水すること。ただし、ろ過器を設置して浴槽水をろ過する浴槽にあっては、毎週1回以上完全に換水すること。
- ろ過器を設置して浴槽水をろ過する場合は、次のとおりとすること。
 - ・ろ過器は、毎週1回以上、逆洗浄その他の適切な方法で生物膜等の汚れを除去するとともに適切な方法で消毒すること。
 - ・湯水を浴槽とろ過器等との間で循環させるための配管は、毎週1回以上消毒し、必要に応じて付着した生物膜を適切な方法で除去すること。
 - ・集毛器は、毎日1回以上清掃すること。
 - ・浴槽水は、規則で定めるところにより消毒すること。
 - ・消毒装置の維持管理を適切に行うこと。
- オーバーフロー水及び回収槽の湯水を浴用に使用しないこと。ただし、これにより難しい場合には、オーバーフロー水の還水管及び回収槽の内部の清掃及び消毒を頻繁に行うこととし、オーバーフロー水及び回収槽の湯水は浴槽水とは別に消毒すること。
- 水位計配管は、毎週1回以上清掃することとし、必要に応じて消毒すること。
- 気泡発生装置等は、必要に応じて清掃及び消毒すること。
- 打たせ湯には、浴用に使用した湯水を使用しないこと。
- 調節箱（洗い場の湯栓又はシャワーに送る湯の温度を調節するための槽）を設ける場合は、当該調節箱を定期的に清掃すること。
- シャワーは、毎週1回以上内部の水が置き換わるように通水することとし、シャワーヘッドとホースは定期的に点検し、毎年1回以上内部の汚れ及びスケールを洗浄及び消毒すること。

なお、現在の公衆浴場で、改正後の下線部分の規定に適合しない部分がある場合、当該部分に変更されるまでの間は、当該部分に係る衛生及び風紀に必要な措置の基準については、これらの規定は適用せず、なお従前の例による。

■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第20条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤アスベスト分析
- ⑥絶縁油中のPCB分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査



埼玉県の公衆浴場法施行条例について(4/4)



条例の対象は公衆浴場ですが、公衆浴場に該当しない介護施設等の入浴設備においても、利用者のレジオネラ症発症リスクが高いため、同様の衛生管理が必要です。

<参考資料>

令和4年3月29日発行埼玉県報 埼玉県条例第16号
公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

詳しくは、当社 分析担当者 阪口、貝森（フリーダイヤル0120-01-2590）までお問い合わせ下さい。

■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第20条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤アスベスト分析
- ⑥絶縁油中のPCB分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査

